東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成26年度 不適合管理委員会報告情報(平成26年11月28日(金)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成26年11月28日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし 区分 II: 該当なし 区分 II: 該当なし その他: 8 件

	71世:	8 件	<i>H</i> il I'	/# **
NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(A)差圧計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GⅢ	
2	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器(B)差圧計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GⅢ	
3	1号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器出口ストレーナ(A)差圧計において、指示値のダウンスケール(目盛板下限値未満)が認められたため、当該差圧計を点検・修理。	GⅢ	
4	1号機	高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備計器端子箱において、扉のハンドル破損(脱落)が認められたため、当該ハンドルを修理。	GⅢ	
5	1号機	非常用ディーゼル発電設備(A)空気圧縮機(A-2)高圧側出口弁点検時において、シート部に漏えい (弁4個のうち1個)が認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
6	3号機	計装用圧縮空気系圧縮機(A)気水分離器出口逆止弁において、シート部に漏えいが認められたため、 当該弁を点検・修理。	GⅢ	
7		高電導度廃液系貯留水ポンプ(B)軸封部において、水の漏えい(2秒に1滴、排水系に排出)が認められたため、当該軸封部を点検・修理。	対象外	
8	1·2号廃棄物 処理設備	廃棄物処理補機冷却系廃棄物処理建屋冷凍機出口弁において、シート部に漏えいが認められたため、 当該弁を点検・修理。	GⅢ	